

11月15日～21日は「まつもと子どもの権利ウィーク」

「すべての子どもにやさしいまち」 をめざして



●問い合わせ こども育成課（東庁舎別棟1階 ☎34-3291 📠34-3309）

松本市は、「子どもの権利に関する条例」に基づき、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めています。子どもの意見表明や社会参加の促進を図ることを目的に行っている、まつもと子ども未来委員会の活動を紹介します。

まつもと子ども未来委員会とは

▶他のグループの活動等、
詳細は市ホームページへ

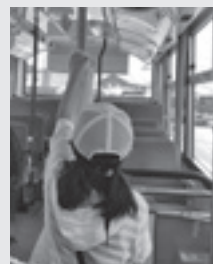


市内在住・在学または、市内で活動している小学5年生～高校3年生を対象に、市政や地域の課題等を学び、解決に向けた意見交換を毎年行っています。

今年度は「輝く松本の今、そして未来を創ろう」をスローガンに、11月21日の市長提言に向け、4つのグループに分かれて活動しています。

新型コロナに関する不安や差別を学ぶグループは…

8月に、アルピコ交通本社を見学し、感染症防止対策やコロナ禍での利用者の変化などをお聞きました。



バス車内の消毒作業も体験

小・中・高校生の42人と、大学生サポーター7人が参加！



権利ウィーク期間中 入館料が無料！

【対象】18歳以下

【場所】松本市立博物館分館※月曜休館

窓口で、年齢が確認できる学生証や健康保険証等をご提示ください。

子どもの主体的な学びを支援します。

11月は児童虐待防止推進月間

知ってほしい「ヤングケアラー」

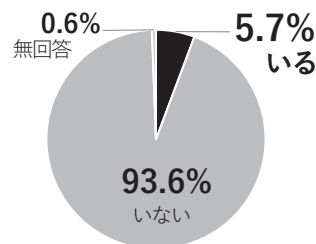
●問い合わせ こども福祉課（東庁舎1階 ☎33-4767 📠36-9119）

子どもが通学、勉強、心身の発達、社会活動や進路などに影響を受ける「ヤングケアラー」が社会問題化しています。

あなたの周りにもいませんか？

「ヤングケアラー」とは、家族にケアを必要とする人がいる場合に、大人が担うようなケアの責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものことをいいます。

【全国実態調査の結果
（中学2年生）】



世話をしている家族が「いる」と回答した
中学2年生は5.7%

「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（令和3年3月）
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャング問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

※一部抜粋 ©一般社団法人日本ケアラー連盟/illustration:Izumi Shiga